

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	153,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	189,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)
50,000平方メートル以上のもの	324,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)

イ ア以外の部分の床面積の合計

300平方メートル未満のもの	231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円(適合証が添付されている場合は、28,000円)
-----------------------------	----------------------------------

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	291,000円(適合証が添付されている場合は、17,000円)
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円(適合証が添付されている場合は、28,000円)

同表の備考第3項を次のように改める。

3 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合することにより適合性判定を受ける場合における第1号及び第3号の規定の適用については、これらの号中「24,000円」とあるのは「20,000円」と、「32,000円」とあるのは「27,000円」と、「44,000円」とあるのは「39,000円」と、「104,000円」とあるのは「97,000円」と、「153,000円」とあるのは「146,000円」と、「189,000円」とあるのは「181,000円」と、「234,000円」とあるのは「224,000円」と、「324,000円」とあるのは「312,000円」と、「231,000円」とあるのは「89,000円」と、「290,000円」とあるのは「113,000円」と、「374,000円」とあるのは「148,000円」と、「533,000円」とあるのは「240,000円」と、「657,000円」とあるのは「313,000円」と、「776,000円」とあるのは「376,000円」と、「885,000円」とあるのは「442,000円」と、「1,104,000円」とあるのは「572,000円」とする。

00円」とする。
別表第4の備考第4項中「376,000円」を「291,000円」とあるのは「114,000円」と、「376,000円」に改め、同表の備考第6項第2号イ中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。
令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第7号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例（平成12年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1号中「28,080円」を「30,620円」に改め、同条第2号中「37,430円」を「40,820円」に改め、同条第3号中「43,670円」を「47,630円」に改め、同条第4号中「49,910円」を「54,430円」に改め、同条第5号中「62,380円」を「68,030円」に改め、同条第6号中「68,620円」を「74,840円」に改め、同号ア中「又は第36条」を「、第35条の3第1項又は第36条」に、「とする」を「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする」に改め、同条第7号中「81,100円」を「88,440円」に改め、同条第8号中「102,930円」を「112,250円」に改め、同条第9号中「121,650円」を「132,660円」に改め、同条第10号中「131,000円」を「142,870円」に改め、同条第11号中「140,360円」を「153,070円」に改め、同条第12号中「149,720円」を「163,280円」に改め、同条第13号中「159,070円」を「173,480円」に改め、同条第14号中「168,430円」を「183,690円」に改め、同条第15号中「184,030円」を「200,690円」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「減免を」を「減額又は免除を」に、「添付して」を「添えて」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同部分に次のただし書を加える。

ただし、期限内に申請できないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

第11条第2項第2号中「減免を」を「減額又は免除を」に、「減免を」を「、減額又は免除を」に改め、同項第3号及び同条第3項中「減免を」を「減額又は免除を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条及び次項から附則第6項までの規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

3 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によつて計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によつて計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

4 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

5 附則第3項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

（令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例）

6 改正後の第4条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、これらの号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1号に掲げる者 17,010円
- (2) 第4条第2号に掲げる者 23,820円
- (3) 第4条第3号に掲げる者 44,220円

（揭示済）

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第8号

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 運営に関する基準（第194条—第201条）」を「第4節 運営に関する基準（第194条—第201条）に改第10章 雑則（第202条）」

める。

第3条第3項中「、責任者を設置すること等必要な」を「、必要な」に、「実施すること」を「実施する」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第30条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第31条に次の1項を加える。

5 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第31条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第31条の2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。

(2) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第33条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、運営規程等を指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項に規定する掲示に代えることができる。

第38条に次の1項を加える。

5 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、介護・医療連携推進会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第57条の16第6項及び第84条第2項において「利用者等」という。)が当該介護・医療連携推進会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第53条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第54条第2項ただし書中「、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所

が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な」に、「、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第54条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護を提供するため、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護を提供するよう努めなければならない。

第57条前段中「、第32条」を「、第31条の2」に、「、第39条及び第40条」を「及び第39条から第40条まで」に改める。

第57条の10中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の11に次の2項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、すべての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護を提供するため、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条の13に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第57条の14第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定地域密着型通所介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第57条の16第1項中「この項」を「この条」に改め、同条の次の1項を加える。

6 指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者等が当該運営推進会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第57条の19前段中「、第33条」を「、第31条の2、第33条」に、「、第40条」を「、第39条の2、第40条」に改める。

第57条の19の3前段中「、第33条」を「、第31条の2、第33条」に「、第40条」を「、第39条の2、第40条」に改め、同条後段中「第33条」を「第33条第1項」に改める。

第57条の32各号列記以外の部分中「次の」を「、次の」に改め、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の34第1項中「次項」を「この条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第57条の36前段中「、第33条」を「、第31条の2、第33条」に、「、第40条」を「、第39条の2、第40条」に、同条後段中「、第33条」を「、第33条第1項」に改める。

第69条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

第77条前段中「、第33条」を「、第31条の2、第33条」に、「、第40条」を「、第39条の2、第40条」に改める。

第84条中「召集して」を「招集して」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者等が当該サービス担当者会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第97条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

第98条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要があると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から宇治市介護保険事業計画の終期まで(次期の宇治市介護保険事業計画を作成するに当たって、新たに指定小規模多機能型居宅介護事業所の代わりとなる事業所を整備することよりも、既存の指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護を提供することがより効率的であると市長が認める場合にあつては、次期の宇治市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護を提供することができる。

第105条前段中「、第33条」を「、第31条の2、第33条」に「、第40条」を「から第40条まで」に改める。

第107条第1項各号列記以外の部分中「の共同生活住居」を削

る。

第109条第1項を次のように改める。

第109条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、本体事業所(指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて他の指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うものをいう。以下この章において同じ。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)にあつては、1又は2)とする。

第113条第5項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第125条において準用する第57条の16第1項に規定する運営推進会議における評価

第114条第3項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第118条本文中「、指定地域密着型サービス」を「、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」に改める。

第119条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第120条に次の2項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、すべての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第125条前段中「、第33条」を「、第31条の2、第33条」に、「、第40条」を「から第40条まで」に改める。

第134条第3項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第141条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

第142条に次の2項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、すべての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつ

て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第145条前段中「、第33条」を「、第31条の2、第33条」に、「、第40条」を「から第40条まで」に改める。

第147条第1項第5号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「、栄養士」を「、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号中「、栄養士」を「、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第3号及び第4号中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第5号の規定にかかわらず、栄養士又は管理栄養士については、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。

第154条第3項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第155条第6項中「召集して」を「招集して」に改め、同条第12項中「の規定」を「及び前項の規定」に改め、同項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が当該サービス担当者会議に参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第160条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第160条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第160条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第165条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第166条に次の2項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第174条前段中「、第33条」を「、第31条の2、第33条」に、「、第40条」を「、第39条の2、第40条」に改める。

第180条第3項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第184条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第185条に次の2項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第187条前段中「、第33条」を「、第31条の2、第33条」に、「、第40条」を「、第39条の2、第40条」に改める。

第201条前段中「、第33条」を「、第31条の2」に「、第40条」を「から第40条まで」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第202条 指定地域密着型サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（第57条、第57条の19、第57条の19の3、第57条の36、第77条、第105条、第125条、第145条、第174条、第187条及び第201条において準用する場合を含む。）、第112条第1項、第132条第1項、第151条第1項（第187条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における改正後の宇治市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第39条の2（新条例第57条、第57条の19、第57条の19の3、第57条の36、第77条、第105条、第125条、第145条、第174条、